

## [事案 2019-106] 年金額増額請求

・令和2年1月15日 裁定終了

### <事案の概要>

募集人から誤説明を受けたことを理由に、設計書どおりの年金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

昭和61年2月に契約し、平成2年4月に転換した終身保険について、以下の理由から、基本年金年額は設計書に記載されたとおりの額であることを確認し、既に年金支払いがあった6年分について、設計書記載の基本年金額から既払年金額を控除した差額を支払ってほしい。

- (1)本契約への転換時、募集人から設計書によって、老後設計資金と長寿祝金と年金年額については配当金による加算合計金額であって契約時に決定している金額ではないが、基本年金年額は固定されていて必ず支給されるという説明を受けて契約した。
- (2)募集人から、転換前契約の保障には年金としてもらえる保障が付いていないが、本契約には、年金として受け取る事ができる保障が付いているとの誤った説明を受けた。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、配当により変動する老後設計資金も年金の原資であること、それゆえ設計書に記載された年金年額（基本年金年額も含む）も変動するものであり、契約時に確定したものではないことを理解しており、これと異なる説明はしていない。
- (2)生命保険契約は附合契約であり、約款によって内容が決まっている。本契約では、責任準備金のほかに配当金で買い増した生存保険金等の合計額をもとに基本年金年額を定めると規定されており、約款上も配当次第で基本年金年額が増減することは明らかである。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。募集人については、既に保険会社を退職しているため、事情聴取は実施することができなかった。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、設計書に記載された基本年金額の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。